

第百六十二回国会  
衆議院  
総務委員会  
議 録 第 四 号

平成十七年二月二十四日(木曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 実川 幸夫君  
理事 左藤 章君  
理事 野田 聖子君  
理事 大出 彰君  
理事 榊屋 敬悟君  
理事 岡本 芳郎君  
理事 龜井 久興君  
理事 佐田 玄一郎君  
理事 自見 庄三郎君  
理事 武田 良太君  
理事 谷本 龍哉君  
理事 萩生 田光一君  
理事 平井 卓也君  
理事 松本 純君  
理事 水野 賢一君  
理事 伊藤 忠治君  
理事 楠田 大蔵君  
理事 高井 美穂君  
理事 中村 哲治君  
理事 松崎 哲久君  
理事 河合 正智君  
理事 塩川 鉄也君

総務大臣 麻生 太郎君  
総務副大臣 今井 宏君  
総務大臣政務官 増原 義剛君  
総務大臣政務官 松本 純君  
政府参考人 (総務省自治政務局長) 瀧野 欣彌君  
政府参考人 (総務省自治税務局長) 板倉 敏和君  
総務委員会専門員 石田 俊彦君

委員の異動  
二月二十四日

辞任

自見 庄三郎君  
谷本 龍哉君  
萩生 田光一君  
田嶋 要君  
奥野 信亮君  
小西 理君  
坂本 剛二君  
田中 英夫君  
谷 公一君  
西田 猛君  
浜田 靖一君  
増原 義剛君  
三ツ矢 憲生君  
五十嵐 文彦君  
稲見 哲男君  
小宮 山泰子君  
寺田 学君  
西村 智奈美君  
山花 郁夫君  
長沢 広明君  
横光 克彦君

補欠選任

坂本 剛二君  
武田 良太君  
浜田 靖一君  
松崎 哲久君  
水野 賢一君  
萩生 田光一君

同日

辞任

水野 賢一君

同日

補欠選任

萩生 田光一君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

地方自治及び地方税財政に関する件(平成十七年度地方財政計画)

○実川委員長 これより会議を開きます。

地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、平成十七年度地方財政計画について説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

○麻生国務大臣 平成十七年度の地方財政計画の概要について御説明を申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、経済財政運営と構造改革に関する基本方針等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことに努めております。一方、地域において必要な行政課題に對しては適切に財源措置を行うこととし、安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源を確保することを基本といたしております。

引き続き生じる財源不足につきましては、一般会計からの加算、特例地方債の発行等により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにいたしております。

さらに、三位一体の改革として行われる国庫補助負担金の一般財源化等に対応し、所得譲与税による税源移譲等の措置を講じております。

以上の方針のもとに、平成十七年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十三兆七千六百八十七億円となり、前年度に比べ八千九百八十二億円、一・一％の減となっております。

以上が、平成十七年度の地方財政計画の概要であります。

○実川委員長 以上で説明は終わりました。

○実川委員長 次に、内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例を改正いたします。また、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等が必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成十七年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六條第二項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税特別会計借入金及び同特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払い額を控除した額十六兆八千九百七十九億円とすることとしております。

次に、平成十九年度から平成三十三年度までの間における、国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例等を改正することとしております。

また、平成十七年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、算定の簡素化を図る観点から、経費の種類、統合及び補正係数の見直しを行うこととしております。

あわせて、公営競技を施行する地方公共団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を五年間延長することとしております。また、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金

の平成十七年度における暫定的な減額に伴う財源措置として税源移譲予定特例交付金を拡充いたします。また、その税源移譲予定特例交付金に係る基準財政収入額の算定につきましては、百分の七十五の基準率を改め、税源移譲予定特例交付金の額により算定することとしております。

さらに、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成十七年度においても適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○実川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時七分休憩

午前十一時五十四分開議

○実川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開に先立ちまして、民主党・無所属クラブ、日本共産党及び社会民主党・市民連合所属委員に御出席を要請いたしましたが、御出席が得られませんでした。

再度理事をして御出席を要請いたさせていただきます、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○実川委員長 速記を起してください。

理事をして再度御出席を要請いたさせましたが、民主党・無所属クラブ、日本共産党及び社会民主党・市民連合所属委員の御出席が得られませんでした。やむを得ず議事を進めます。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治財政局長瀧野欣彌君及び自治税務局長板倉敏和君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○実川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○実川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中英夫君。

○田中（英）委員 自由民主党の田中英夫であります。

きょう、地方財政計画の概要及び地方交付税等々についての提案が委員会でもなされたわけでありまして、やはりそれぞれ地方の行政にかかわる府県、市町村の皆さんが、大変な困難性を持って地方行政を執行しながら、また国との折り合いの中でさまざまなことについて大きな関心を持って行政にとつて大変大切な議論の中に参加を冒頭からしないということは、私は、極めて遺憾であるし、もちろん、地方自治というものを野党の皆さんにも語ってほしくない、それぐらいに地方自治にあつた者として思いますので、冒頭申し上げておきたいと存じます。

そんな中で、麻生大臣に、この地方財政計画及び交付税の問題を通じて、主に地方自治に対して頑張つてやれと思つていただいておると思うわけでありまして、そういった大臣としてのお気持ちをお聞かせいただくという形で質問をさせていただきます。このように思つておりますが、質問も少ししたいと思つたので、ずっとお気持ちをお述べていただくと余り時間がなくなりますので、その辺はよろしく願ひしたいと思います。

三位一体の改革が進んでいくという議論の中で、今回のことが調整され提案されたわけでありましても、もうずばりお聞きします。三位一体、そして六団体からのいろいろな提案等々があつて今日に來た。この面において、今この地方財政計画そして交付税の額等々について、ここでもくくつて改めて提案をされた。これは、地方団体に對して、どのようなメッセージというか思いを伝えたいというふうに通つておられるか、まず最初に聞きます。

○麻生国務大臣 平成十七年度の地財計画を含めまして一連の計画の中で、どのようなメッセージを地方に伝えたいかという御質問ですけれども、基本的には、これは歳出を抑制していただかなきゃならぬことはもうはっきりしておるんです。

その中であつて、治安、安心、そういった意味から、警察官の三千五百人は増員というふうなもの、消防官の三千五百人は増員というふうなものを織り込んだ上で、かつ一万二千四百人というのを純減するという形になっております。この意味は、基本的には、人員等を含ましてそういった点について極めて歳出を抑制していただきたいというお願いであります。

また二つ目は、地方団体が、時代が違つて社会福祉などのソフトの面での経費を重視しているという実情に應じて、単独事業と言われる公共工事などの投資的事業を減らして、いわゆる経常的経費と言われるものを増額するという方向で今までやっていただいております。だんだん予定と決算、いわゆる計画と決算、予算と決算の乖離が激しくなつてきておりましたので、これを初めて投資的経費の勘定科目を経常的経費の勘定科目に移すという大がかりなものの第一歩として、いかに地方が何か勝手なことをしているようなイメージをつくらねかぬという状況にもありましたので、この乖離の是正というのを実施しております。

そして、大事なことは、やはり地方が最も望んでおりましたのは、安定的な財政運営というものに資するために、地方交付税等々一般財源の総額の確保ということだったんですが、これはきちんとした形でできております。

しかし、考えてみましても、地方公共団体、今二千二百ぐらいまで少なくなつてきておりますけれども、やはりいろいろな意味で、地方として、首長としてその町村の行政改革に努めるのは当然のこととしても、行政サービスをとすというのは一番手っ取り早い経費の節減になるんです。行政改革はするけれども、行政サービスはできるだけ落とさずやるということは、これは明らかに首長さんは預かつておられます町なり市なりを経営するという感覚というものをぜひ持つていただきたいと思つております。

町村を経営する感覚というのが首長に求められているという点でありまして、そういった感覚を持つて、これまでできなかったことがしやすく、規制の緩和やら地方自治法の改正やら行つておりますので、そういったものを含めまして、従来と同じようなものではなくて、経営する感覚で臨んでいただければというのが私の最も期待するところでもあります。

○田中（英）委員 地方に対して望まれる基本的なこと、そしてそういう思いを持ってこれからの地方行政の経営もやっていくべきだというお話をいただいたわけでありまして。

確かに、いわゆる金目という意味合いでの財政上は非常に厳しくなつていく。しかし、私も首長のときからそういうふうな市民の皆さんに申し上げておつたのでありますけれども、その範囲の中でできるだけ努力をしているんだというふうに住民の皆さんが認識をするというのか、そのように褒めたたえてもらつたまではいきませんが、思つて

ただければそれが住民満足度につながるの  
であって、住民満足度を高めるためには、金目だけ  
ではなくて、よく説明をしたり丁寧な議論を交わ  
したり、その中ででき得ること、できないことを  
しっかりと話したり、要は、そういう接触度とい  
うものがこれから大きな経営力というものにつな  
がっていくんだらうというふうに思ってきたわけ  
であります。

しかし、今回、とりあえず財政上の国と地方の  
制度の振り分けみたいなものでありますから、ど  
うしても金の方にいろいろ話が集中しておる。  
こういうことでありますから、ぜひ今大臣のおつ  
しゃったようなお気持ちでそれぞれの首長につな  
がっていくように、今後もお願いを申し上げてお  
きたいというふうに思うわけであります。

経営ということに関して、今おっしゃったよう  
なこと、また十七年が積み残していつてい  
るわけですから、どつちかといえばそつちの方が大  
きな課題にはなるわけであります。しかし、当面が  
とりあえず四兆と言われたりしておる。あるいは  
六団体でいうと、いやいや八兆なんや、こんなこ  
とを言ったりと、何かお金で言っておるのであり  
ますけれども、本当は十八兆ですか、二十兆で  
すか、税金等々もあるとするならば、要は、国は何  
をすべきか、地方は何をすべきかという大もとの  
議論も含めてですけれども、どの辺まで行くのが  
最終なのかということをやはり議論しないと、途  
中で、こつしはこれや、こつしはこれやとい  
う、なかなか難しいと正直思うんですね。

その辺について、どのように終着点というかあ  
るべきものをお考えかということをお聞きしたい  
のであります。

実は、一つこういうことを私は地元で言ってい  
るんですよ。例えば、川があつて道路があつて学  
校を建てるのがあつて、それで廃棄物処理場があ

る、四つあるとします。全部補助金をもらつて  
おつた。二つは補助金、どれでもいいですけれど  
も、例えば川と道路は補助金がなくなつて、府県  
に移つたか何かで国の関与ではなくなる、学校と  
例えば廃棄物、たまたま今言うたのでいつたら、  
これだけ残つた、そしたらこつち側の分は、府県  
であらうと市町村であらうと丸つぽ一緒と見た  
ら、こつちもとも一般財源がふえるわけですよ。  
一〇〇が一〇〇かなんかになるわけですよ。  
そしたら、この一〇〇を使つて、まあ人件費やら  
ありますけれども、これを使つて裏負担にして、  
補助金のあるものを先に食つた方が、地方として  
はたくさんさんの住民要望の実現ができるわけですよ。  
ね。

これはみんなそつちにそう行く。確かに、先行  
きのものが見えなかつたら、目の前だけでいかれ  
たら。それが経営者というもので、またそうしな  
かつたら代表株主訴訟になつてしまふのと違  
うか、こういうようなことまで言つておるのであり  
ます。

そういう意味において、何年先にはやはりあり  
得べきところに行くのだ、もちろんその議論は大  
いにされているのでありますが、そこら辺につい  
てどんなものとお考えなのか、ちよつとお聞かせ  
いただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 まことにごもつともな御指摘な  
んだと思うんです。基本方針二〇〇三のときに、  
四兆円程度の補助金ということの目標を定めてこ  
れでスタートして、最初に一兆円、そして、こ  
し約三兆円の税源移譲を目指すという目標を定め  
ておるんです。問題は、そこまではわかつたがそ  
れから後の話だということですが、取り急ぎ、十  
八年度までに補助金改革を含めて税源移譲、残りの  
ものをきちんとした形にしないといかぬという  
ころなんだと思つております。

傍ら、地方六団体の方からは、今御指摘があつ  
たように、ほぼ九兆円の税源移譲という要求が出  
ておりますので、私どもとして、一つの目安とし  
ては、今、国対地方税の比率が五八対四二かな、  
何かそれくらいになつていふと思ひますが、こ  
ういったものの額の比率を五対五、地方と国との  
比率は五対五、一対一とか、表現はあらうと思ひ  
ますが、そういったもので税源配分の見直しとい  
うものをぜひということを提案しているんです。  
十九年度以降もさらなる分権を進めていくん  
ですが、仮にも、地方団体の、いわゆる三位一体と  
あわせて、町村合併というのが進んでおりますの  
で、自治体の受け皿としての体力、また財政力指  
数等々が上がってくることによって、この四月一  
日から二千二百五十ぐらいまでには少なくとも下  
がりますので、そういったところの内容は、皆こ  
の一年間やつてみて、こんなこともあんなことも  
と随分合理化も進むでしょうし、アウトソーシン  
グ、民間委託やら何やら含めて随分進みますの  
で、やはり経営者としての感覚も出てくる。  
かつ、本当に自分でやるのよ、もう赤字になつ  
たらその責任は自分でやるんですよという話を、  
きちんとした意識を今どれくらい首長が持つて  
おられるかという、私は、これは持つてい  
る人はかなり進んでおりまして、ラスパ  
イレス指数でもう八〇切つたところが出てきていま  
すから、そういうようなところはもうかなり意識  
としては高い。

では、そういうのがみんなかと言われると、今  
騒ぎになつておりますところが幾つもあります  
が、組合との関係やら何やらでいろいろ問題が指  
摘をされているとおりなんです、こつちつた  
ところを含めまして、経営者としての感覚を持つた  
上でやつていったときに、やはりある程度の財政  
というものをきちんと持たせてやるということ

しておかないと、やることもやれなくなりま  
すので、長期目標としては一対一。

かつ、法定率の見直しとかそういったものを  
含めて、これは十九年度以降の大きな課題にしてい  
かねばならぬところだと思つております。十七年  
度はどうしてもまだ残した部分がありますので、  
そこを取り急ぎやらねばならぬと思つております  
が、十九年度以降につきましても、いわゆる地方  
税と国税の比率を一対一とか、税の偏在性が高  
い、法人税ですと何倍でしたかね、かなり高い倍  
率で、東京と地方との倍率でいきますと、一番激  
しいところいきますと、五・四倍ぐらいになる  
わけですね。しかし、消費税でいきますと、一・  
八倍ですから、偏在性はやはり消費税の方が少な  
い。そういったいわゆる偏在性の少ないものに  
やつていかないと、これは永久に直りませんの  
で、そういった意味で、きちんとしたものを絵に  
かいてやらねばならぬものだと思つております。

○田中英二委員 おつしやいますように、五対五  
というあたりに持つていくというのがまずの目標  
である、そのことは我々もそうであらうと思つて  
おるわけです。

ただ、さつき言いましたように、実際は、十七  
年に、積み残したという言葉はいかぬのかもしれ  
ませんが、やや重大な問題が残つておる。残つて  
おるものを議論するときに、どうしても、金目と  
して五対五というのはわかるんですけれども、要  
は、国のところに残つて、地方はどれ  
だけするんやという議論を、それは明確な単語に  
はならないとしても、やはりここの議論はしな  
いと、さつき言いましたように、道路と川は移つた  
けれども学校とあれは移つていないとなつたら、  
六年目からは道路も川もするけれども、五年間  
は補助金のある方を食おうと言つたら、みんなそ  
れはそうやなと言ひますよ。

そういうものだと思うので、この十七年の議論をするのにも、その根本論が必要だなと思ったので、ちよつとお話をしておりましたので、またそのように思っていただけたらありがたいと思うわけです。

今ちようど、五対五にしていくなつても、どんな税でいくか、それについて、今回、法人事業税のことになっておるのでありますけれども、分割基準の見直しということも含めて、これがあるわけでありまして、実際にはどんな、今ちよつとおっしゃった、上と下はちよつとお聞きしたんですけれども、細かくどういうふうになるんですかね、各都道府県において、ちよつとお聞かせをいただきたいなと思います。

○麻生国務大臣 今御指摘の法人事業税の分割基準の見直しというものの影響額についての御質問があつております。

試算を実施したところでありまして、その結果を見てみますと、減収となるのは東京、大阪が一部です。東京が約六百億、大阪が八十億程度の減収となる予定でありまして、大阪は普通交付税の交付団体でもありますので、実質二十億ぐらいの減ということになると思つております。

その他の道府県にあつては、いずれも増収となりますけれども、影響額の大きなところから申し上げますと、北海道が八十から九十億、沖縄が三十から四十億、先生のおられる京都等々二十府県が五から十億ということになると思ひます。

今回の試算の結果というのを見ますと、いわゆる税源の偏在の緩和というのを先ほど申し上げましたけれども、これには一定程度寄与するんじゃないのかなという感じはいたしております。

その他いろいろ、各府県によつて違いますけれども、今申し上げたように、五から十億というところに京都と申し上げましたように、ここが大体

全部で二十府県ぐらいになりますので、ここが一番平均的なところかと思ひますけれども、北海道、沖縄が一番大きいという形になるかと存じます。

○田中(英)委員 ありがとうございます。

当然、府県でさういうふうになつてくるということですが、いわゆる税財源の問題を含めた、地方へ移していくというのは、次には、今度は都道府県と市町村がお互いにどうするのだという議論が物すごくまた起こってくる、こういう問題に相なります。今、適切な、多分移譲のための計算をしていただいているんだと思ひますけれども、その辺については適時、やはりいつもチェックをしていただきますようお願いいたします。

最後、もう時間ありませんので、さつき合併のお話もありました。千ぐらい、町村ですが、それ自身で直接の要素にはならぬのですけれども、いわゆる地方財政計画及びそれにかかわる交付税の問題というのが、今後、やはり変化を起こしてくるというか、従来の考え方だけではいかないうふうになつてくる、要素やいろいろなものをまた変えていかなきゃならぬということがあつたらうと思ひますが、改めてどこかの機会でもたお聞かせをいただきたいと思つておるんですが、一つだけ。

さつきから言いました、要は国というものがあつて、府県、市町村を含めて地方行政というのがあり、そのところでお互いに何をどれだけ確保していくのか、こういう話にかかわつて、今回たくさん議論がありました中で、私は、義務教育は四分の三まで向こうへ行つてしまつたけれども、逆に言うたら四分の三ぐらい国へ引きつけて、最後は一〇〇にして国が見るのだ、これは僕の意見ですけれども、そのぐらいであつてほしいなと思つておるんです。やや、そういう意識でいくと、議論をするとかさんあるんですが、義務教と生活保護、これについては私の意見としては国が負担すべき性格のものだと思つておるんですけれども、どうですかと聞いてもさうやなとおっしゃらぬかもしれませんけれども、ちよつと感想だけいただいて終わりたいと思ひます。

○麻生国務大臣 昨年の税制改正の中でいろいろな改正の中で、最も最後までもめたものの一つがこの義務教と生活保護の問題だったと記憶します。

今田中先生御指摘のように、これは性格上きちんと法律で、義務教育は地方自治事務と決められておるのに対して、生活保護の方はいわゆる法定受託事務ときちんと分けられております。そういった意味では、生活保護の方は、これは法律できちんとは決められておりますので、今のままでいきますと地方の裁量権は全くないということになりますのに対して、義務教育の方は地方自治事務になつておりますので、いろいろな弾力的なサービスというものが地方の裁量でやれることになつております。本来の性格が、法定受託事務と地方自治事務と全く違つているということなんだと思ひます。

その意味で、今御議論のありました全額をいわゆる国庫負担という議論があるのはよく知つているところでもあります。今流れとしては国から地方へという流れがあつておりますので、さういう中であつて、今日的な政策的な課題からすると、そのところはやはりある程度地方ということで裁量をふやして、きちんとしておかないかぬのじゃないかなという感じはいたしております。

○田中(英)委員 時間が来たので、終わらせていただきます。

麻生大臣、もちろん、総務大臣としてもしくは従来からさうした地方自治、地方行政のことを知り尽くしておられますので、ぜひ閣僚の中で、閣僚等々も通じて地方行政をまた応援していただきますようお願いいたします。

ありがとうございます。終わります。

○実川委員長 次に、榊屋敬悟君。

○榊屋委員 公明党の榊屋敬悟でございます。

野党の皆さんが御出席でないということはまことに残念でありますけれども、やつと大事な地財計画、そして地方交付税さらにはこれから地方税の議論もしなきゃならぬというときに、本当にこの状況、残念に思つております。

加えて、昼食時間にもなりました。委員の皆さんも委員長もお疲れだと思ひますが、やはりここは大事な問題でありますから、はしりながらもポイントだけはやらせていただく、こう思つておりますので、おつき合ひのほど、よろしく願ひいたします。

三点に絞つて議論をしたいと思ひます。

一点目は、総務大臣にお伺いしたいと思ひますが、今回、地方六団体から意見が、三位一体で出されました。その地方団体、昨年八月にすつたもんだの上意見をおまとめたこと、改革案をおまとめたこと、これは、本会議でも申し上げたように大きな出来事であつたと思つております。

新しい全国知事会長さんが選出されました。お名前がどうも同じ名前前で、私はこれからの地方自治はダブル麻生のラインで大きな時代を迎えるのかな、こう思つておるのでありますが、東になるのかな西になるのかなと私も関心を持って見ておりました。真ん中ではちよつと難しいことになつて、こう思つたのでありますが、これからさらに三位一体の改革は続けていくという、いかな

ればならないというときに、今回の知事会の新しい会長さんをお迎えになった。総務大臣としての御感想をお聞かせいただきたいと思っています。

○麻生国務大臣 麻生という名字は、榎屋先生、東京じゃ余り聞かない名前ですけども、筑豊へ行ったら、麻生、野見山、馬のくそというぐらい多い名字の一つなんです。だから、どここの麻生さんじゃ全然通じませんから、きっちり言わないとだめなぐらい多い名字の一つだということなんです。よく御親戚でしようとか言われる方が多いのですが、親戚でも何でもありませんので、まずそこそこはお断りしておかないかめところだと思っております。

それから、今知事会長の話が出ましたけれども、昔は、昔はというのは、鈴木俊一東京都知事ぐらいが知事会の会長をしているころは、もうこれは明らかにあの時代は知事会会長というのは名誉職でありましたし、大体、知事会なんというのが開かれるから東京に出てこいと言われて出てくる知事というのは数カ月に一週だったと思います。梶原知事の場合は、月のうち一週間弱、五日間以上は東京に来ざるを得ないという生活を送っておられたと思いますので、昔は名誉職でしたけれども今はかなりの激職になっておる。しかも、給与は出ませんから、いわゆるサービス残業みたいなものと御理解いただいていいんだと思います。が、全くボランティアなところもありますので、そういった意味からいきますと、これはよほど地元の県議会なりが理解をされておかないとかなり大変な仕事であるという点。

三つ目は、やはり今回の地方へのいろいろな税源移譲の話を含めまして、やはり三千の地方団体というものの意見が八月以降も最後まで崩れなかったというのが、やはり交渉する立場といたしましては地方六団体が全然崩れていませんよとい

うところが一番大きな交渉力になった、私はそういう感じがあります。

先ほど田中先生から言われましたとおりに、これから先、町村と県とは予算の配分、補助金の配分でまたもう一回もめるんですね、こは。そのところを調整した上で六団体をまとめるというのはいかなりの力量を問われることになろうと思えますので、今回選挙までということになったんですが、それだけ地方六団体の期待するところも大きいんだと思っております。

福岡県、人口約五百万の大きな県ではありますけれども、そういった県をバックにしている大きな県議会と人口百万に満たない県との間の調整はもちろんのこと、町村で一番小さな青ヶ島二百一人という地方団体もあるわけですから、そういったもののあれを全部ある程度頭に入れた上で交渉をしていただく上に、かつまとめてもらおうというところが一番大事なことなので、大変しんどい思いをされるんだと思いますけれども、私ども、そのリーダーシップに大いに期待をいたしておるというのが率直な感想です。

○榎屋委員 名前というのは意外と大事であります、たまたま同じということでありますので御親戚ではないようであります、名前が同じだということ、しっかりと連携をとっていい地方自治の歩みが始まればと期待をしているわけでありま

す。二つ目ではありますが、今回の三位一体の改革の中で、私も大変悩んだ一人でありますけれども、端的に言いますと、国庫補助負担金を削減するのはいかに難しいかということを実に私も感じたわけでありまして。総務大臣、総務省のお立場から見ても、国庫補助負担金の削減、これはもう総理がみずからのリーダーシップで、あるいは各省大臣が責任を持ってということでも骨太で始まった

わけでありまして、振り返ってみると、先ほど義務教育の話も出てどきどきしましたけれども、生活保護もそうでありますし、きょうは野党の皆さんいないからあれなんですけれども、与党の中でも、私も公明党と自民党さんでは大分温度差もあつたわけでありまして、それを今言うつもりはありませんが、国庫補助負担金の削減ということに関しては、各省、採点をつけると思えばどうなのか。

とりわけ地方団体の期待が大きかった文部科学省あるいは厚生労働省、農水あるいは経産、国土交通省など、大臣、どういふふうに感じておられるのか。真情を吐露していただいて、今点数をつけていただいても結構であります、お願いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは前にもどこかで、予算委員会かでお話ししたと記憶しますが、役人は基本的に権限に生きるわけですから、その権限というもののかなりの要素は補助金という名の金なんだと思っております。

その補助金を切るということは、イコール権限を削減するという話ですから、これはなかなか難しいのは当然でして、そこは各大臣のリーダーシップが大いに要求されるところ、加えて、国民の理解も得なければいかぬところだと思います。

やはりそういったものの中でききますと、関心の高いもの、教育とか社会福祉とか農業とか、そういったところは総じて、長い間の歴史を見れば、補助金はずっとふえ続けていった歴史でもありません、やはりここは一番、担当された方々、最もしんどかつたろう、私どもはそう思っております。

そういった意味では、点数をつけると言われても、それはその結果だけ見れば、数字の比率だけ出せば簡単なんです、間に入られた方々、これ

は自由民主党の政調も同じような各部会を抱えておられますのでなかなか大変だったんだと思ひます。

少なくとも、そういったものからされたら、今いろいろな、義務教育もとあえず半分とかいうような形で一応暫定的な措置になっておりますけれども、形としては、少なくとも三兆円を目指して、二年間で三兆円の予定が、少なくとも一年間で二兆四千億ということは八割結果としては達成しておりますので、やはり苦労されて、最後の最後まで、随分遅くまでかかったところもありますけれども、そこそこ評価をされてしかるべきかなというのが率直なところです。

○榎屋委員 質問が悪かったかもしれませんが、まだ続く作業でありまして、各省ごとに議論をというのには適当でないかもしれませんが、今後の作業ということで、実は私も大変頭を痛めているところでありまして、今まで決めたことがもとに戻ることはないと思っておりますが、まだまだ残っております、こんな思いであります。

最後の質問にしたいと思ひますが、交付税であります。

先ほど大臣の趣旨説明の中にも、今回は、十七年度については、改革期間ということもあつて一般財源総額は確保されたということでありまして、やはり地方の声を聞くと、三つの不安があります。

一つは、去年、地方交付税と臨時財政対策債でばくつと削減をされた。大変な、予算も組めなかつた思いをしたわけでありまして、そこがもとのレベルに戻つたわけではない。深ざりされたままの状態、昨年と同額が確保されましたよといつても、にわかに安心できるものではない。これが一つ。

二つ目、今回の地財計画を見ておりますと、

地方税収の伸びを三%以上見込んでいたわけでありまして、とりわけ都道府県について四%以上ということ、これが本当に確保されるのかどうか、とらぬタヌキの皮算用ではないか、こういう不安。

それから三つ目が、地方交付税は、確かに我が党も最後は谷垣大臣に申し入れをしたりいたしましたけれども、総額として約十六兆九千億、前年度以上の額が確保されたというのは確かにそのとおりなんだけれども、よくよく考えてみると、十六年度は地方税収がたまたまよかった、それで振り分けて繰越分が一兆円もあるじゃないか、決して交付税がふえたとは言えないよ、交付税は三角が立ったんだというふうに明らかに言う方もいるわけでありまして、そういう意味では、来年を考えると、じゃ、この一兆円は減るのという不安にもなるわけでありまして。

以上、三つのようなことを考えますと、地方は決してまだ安心できる状況ではない、十七、十八の改革を考えただけでも、いまだ不安は残っている、これが地方の声ではないかと思いますが、これは局長でも結構ですし、最後の質問でありますから、少し丁寧にお答えをいただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 三つに分けての御質問でしたので、その真ん中の、経済のいわゆる景気動向というものが結果として法人税、地方事業税にはね返ってまいりますので、その二番目のところは私の方から、残余の質問は瀧野自治財政局長の方から答弁させます。

今、三四半期連続してマイナス成長ではないかというお話がよくあるところですが、私どもの見た感じで、それを裏付けておりますいろいろな指数だけ見るとそういうことになるんですが、しかし、傍ら、設備投資は間違いなく機械受注が大幅

に伸びてきておりますので、これは、指数といったしますと必ず六カ月後の設備投資は伸びる、過去の経験則できちんとそうなっております。その意味では、今までと違って、次の四半期というのはもう一回上がってきたはせぬかなという感じが一つです。これは物すごく大きな要素の一つです。

二つ目は、ことは、これはどう考えても雪や雨やら異常な事態が続いておりますので、その分のマイナス、これは間違いなく従来に比べて消費が大幅に減ったというのは事実だと思っております。

そういったものを除きますと、やはり基本的には、今、企業の場合を見ますと、一番の、設備投資やら何やらところは、時代も変わってきたというか、経済環境が変わってきたこともありまして、少なくとも東京都心部等々におきましては地価の値下がりが出ておりますので、一応底を打った形になっておりますので、企業としては、いわゆる企業の収支というものでいきますと、バランシースト上は明らかに自分の持っている資産の下落というのはそことまった形になっておりますから、債務超過というものに目安が立ったというのはいくぶん大きな要素だと思っております。

ただ、企業が金利がほぼゼロでも金を借りないという状況を前提にして経済学の本が書かれたことがあるかといえ、過去、そんな例はありませんが、その種の経済学の本は、私としては読んだことがないと思っております。そういった意味では、初めての状況になってきておりますので、設備投資がこれだけ伸びれば、普通は銀行貸し出しが確実にふえるはずなんですけれども、銀行貸出総額は一貫して減り続けておる状況というのは、明らかに今までの経済状況とは全く違った前提で物を考えないかぬということ等々を一番ベースに置いて考えないかぬところだと思っております。

ります。

しかし、企業のいわゆる売り上げ、もしくはコストの削減等々によって、法人税収が平成十七年でも伸びることだけは間違いないと思っております。これは、個別企業の予測を見ましても、ほぼかなりしっかりと予測をしておられますので、役所の予想よりこちらの予想の、企業の個別の予想の方がよほど確実だ、私は景気動向についてはそう思います。

その点につきましては、平成十七年度におきまして、十八年度の目安になるわけですが、それでも、そういった法人税の伸びというのはかなり確実なものだ、私もそう思っておりますので、今、二番目の点につきましては、ある程度の増が見込めるという予測に立って地方の経営をやっていたとしてもよろしいのではないかと思っております。

残余の質問は瀧野の方から答弁させます。

○瀧野政府参考人 それでは、交付税につきましても、事務的な点について二点お答えを申し上げます。

十七年度の交付税について、十六年度の水準で回復したとは言えないのではないかとこのお話でございました。

十六年度につきまして、厳しい状況であったことは我々も認識しておるわけでございますけれども、一番の問題は、地方団体に対して十分そういった状況が事前に周知できなかった面もあったかというふうに我々思っております。昨年度からの予算編成後、地方団体の方々ともいろいろなお話をし、今後の状況についても、こういう方向になるのではないかとこのお話をしてまいりました。また、大臣も、地方六団体の方々と数度にわたりました。十七年、十八年の見通しなどについても十分お話をされて、そういった中で、十七年度の総額も決まってきたということ

でございます。

確かに厳しい状況ではございますけれども、地方団体の方といたしまして、いろいろ御意見をお聞きしますと、状況を十分事前に踏まえた上で予算編成に臨めたということでございます。もちろん、いろいろな面での歳出の見直しということをしていただかなきゃいけないわけでございますけれども、そういう面、十七年度は随分十六年度とさま変わりしてきているということでござい

そこで、十八年度について、どういうことになるのか、十七年度はたまたま繰越金等があったので総額が確保できたけれども、十八年度、非常に心配だというお話でございます。

確かにそういう面はあろうかというふうに思いますが、我々といましては、三位一体改革を進める上で国と地方の信頼関係というものが一番重要でございますし、それを踏まえた上で、この前の三位一体改革の全体像におきまして、十七、十八年度、両年度におきましては、一般財源の総額を確保するというのが政府・与党としての共通の認識事項でございますので、我々といましては、十八年度におきまして、地方団体の安定的な財政運営に必要な交付税などの一般財源の確保ということについては、全力を挙げて頑張っていきたいというふうに考えております。

○梶屋委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○実川委員長 この際、休憩いたします。

午後零時四十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案  
地方交付税法等の一部を改正する法律  
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第二号中

4 その他の土木費  
(1) 経常経費 人口  
(2) 投資的経費 人口

を 4 その他の土木費 人口

に改め、同表第三号中

4 特殊教育諸学校  
(1) 費 経営経費

を 4 特殊教育諸学校  
(1) 費 経営経費

教職員数  
児童及び生徒の数  
学級数  
校  
教職員数  
学級数

中 3 水産行政費  
(1) 経常経費 水産業者数  
(2) 投資的経費 水産業者数

を 3 水産行政費 水産業者数

に改め、同項第六号中  
(1) 経常経費 人口  
(2) 投資的経費 人口

を 1 企画振興費 人口

に改め、同項第八号中「平成十四年度までの各年度」の下に

「及び平成十六年度」を加え、同項第九号中「昭和五十八年度から平成十五年度まで」を「昭和五十九年度から平成十六年度まで」に改め、同項第十号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第十二号、第十三号及び第十五号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成十四年度までの各年度」の下に「及び平成十六年度」を加え、同項第十号中「昭和五十八年度から平成十五年度まで」を「昭和五十九年度から平成十六年度まで」に改め、同項第十一号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第十三号、第十四号及び第十六号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同表第二十二号及び第二十三号を次のように改める。

二十二 特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員に係る当該道府県の定数並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定する教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員に係る当該道府県の定数

二十三 特殊教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級数並びに最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の特殊教育諸学校の高等部の学級数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級数並びに最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の特殊教育諸学校の高等部の学級数

学級

第十二条第二項の表中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四十六号中「各年度」の下に「及び平成十六年度」を加え、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号中「昭和五十八年度から平成十五年度まで」を「昭和五十九年度から平成十六年度まで」に、「昭和五十八年度から平成十四年度まで」を「昭和五十九年度から平成十四年度まで」に、「及び平成十五年度」を並びに平成十五年度及び平成十六年度に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十八号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第四十九号を同表第四十八号とし、同表第五十号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第五十一号中「平成十五年度まで」を「平成十六年度まで」に、「により平成十五年度及び平成十六年度」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第五十二号を同表第五十一号とし、同表第五十三号中「平成十五年度まで」を「平成十六年度まで」に改め、同号を同表第五十二号とする。

(3) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額

第十三条第五項の表道府県の項第二号中

2 河川費  
(1) 経常経費 河川の延長 種別補正、態容

補正及び寒冷補正  
を 2 河川費  
(1) 経常経費 河川の延長 種別補正

|                      |  |                   |  |                   |  |                   |  |                   |  |                   |  |
|----------------------|--|-------------------|--|-------------------|--|-------------------|--|-------------------|--|-------------------|--|
| 冷補正                  |  | に、                |  | を                 |  | に、                |  | を                 |  | に、                |  |
| 3 港湾費                |  | (1) 經常經費          |  | 3 港湾費             |  | (1) 經常經費          |  | 3 港湾費             |  | (1) 經常經費          |  |
| 港灣における係留施設の延長        |  | 港灣における係留施設の延長     |  | 港灣における係留施設の延長     |  | 港灣における係留施設の延長     |  | 港灣における係留施設の延長     |  | 港灣における係留施設の延長     |  |
| 種別補正、態容補正及び寒冷補正      |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 4 その他の土木費            |  | (1) 經常經費          |  | 4 その他の土木費         |  | (1) 經常經費          |  | 4 その他の土木費         |  | (1) 經常經費          |  |
| 人口                   |  | 人口                |  | 人口                |  | 人口                |  | 人口                |  | 人口                |  |
| 段階補正及び密度補正           |  | 段階補正及び密度補正        |  | 段階補正及び密度補正        |  | 段階補正及び密度補正        |  | 段階補正及び密度補正        |  | 段階補正及び密度補正        |  |
| 態容補正                 |  | 態容補正              |  | 態容補正              |  | 態容補正              |  | 態容補正              |  | 態容補正              |  |
| 5 その他の教育費            |  | (2) 投資的經費         |  | 5 その他の教育費         |  | (2) 投資的經費         |  | 5 その他の教育費         |  | (2) 投資的經費         |  |
| 人口                   |  | 人口                |  | 人口                |  | 人口                |  | 人口                |  | 人口                |  |
| 段階補正、密度補正及び態容補正      |  | 段階補正、密度補正及び態容補正   |  | 段階補正、密度補正及び態容補正   |  | 段階補正、密度補正及び態容補正   |  | 段階補正、密度補正及び態容補正   |  | 段階補正、密度補正及び態容補正   |  |
| 種別補正、態容補正及び寒冷補正      |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  |
| 6 特別教育諸学校費           |  | (2) 投資的經費         |  | 6 特別教育諸学校費        |  | (2) 投資的經費         |  | 6 特別教育諸学校費        |  | (2) 投資的經費         |  |
| 生徒数                  |  | 生徒数               |  | 生徒数               |  | 生徒数               |  | 生徒数               |  | 生徒数               |  |
| 種別補正、態容補正及び寒冷補正      |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  |
| 7 高等学校費              |  | (1) 經常經費          |  | 7 高等学校費           |  | (1) 經常經費          |  | 7 高等学校費           |  | (1) 經常經費          |  |
| 教職員数                 |  | 教職員数              |  | 教職員数              |  | 教職員数              |  | 教職員数              |  | 教職員数              |  |
| 種別補正、態容補正及び寒冷補正      |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  |
| 8 児童及び生徒の数           |  | 児童及び生徒            |  | 児童及び生徒            |  | 児童及び生徒            |  | 児童及び生徒            |  | 児童及び生徒            |  |
| 種別補正、態容補正及び寒冷補正      |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  |
| 9 学級数                |  | 学級数               |  | 学級数               |  | 学級数               |  | 学級数               |  | 学級数               |  |
| 種別補正、態容補正及び寒冷補正      |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  |
| 10 高等専門学校及び大学の学生数    |  | 高等専門学校及び大学の学      |  | 高等専門学校及び大学の学      |  | 高等専門学校及び大学の学      |  | 高等専門学校及び大学の学      |  | 高等専門学校及び大学の学      |  |
| 種別補正、態容補正及び寒冷補正      |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 種別補正、態容補正及び寒冷補正   |  |
| 11 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正、態容補正及び寒冷補正      |  | 密度補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 密度補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 密度補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 密度補正、態容補正及び寒冷補正   |  | 密度補正、態容補正及び寒冷補正   |  |
| 12 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 13 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 14 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 15 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 16 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 17 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 18 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 19 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 20 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 21 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 22 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 23 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 24 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 25 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 26 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 27 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 28 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 29 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 30 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 31 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 32 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 33 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 34 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 35 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 36 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 37 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 38 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 39 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 40 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 41 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 42 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 43 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 44 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 45 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 46 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 47 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 48 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 49 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 50 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 51 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 52 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 53 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 54 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 55 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 56 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 57 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  | 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 |  |
| 種別補正                 |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  | 種別補正              |  |
| 58 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |
| 59 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  | 生活保護費             |  |
| 町村部人口                |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  | 町村部人口             |  |
| 密度補正及び寒冷補正           |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  | 密度補正及び寒冷補正        |  |                   |  |



に改め、同項第五号中

1 農業行政費  
(1) 經常経費

農家数

段階補正、密度補

正、態容補正及び寒冷補正

を

1 農業行政費  
(1) 經常経費

農家数

段階補正及び密度補正

2 林野行政費  
(1) 經常経費

公有以外の林  
野の面積  
公有林野の面積

段階補正、態容補正及び寒冷  
段階補正、態容補正及び寒冷

補正

2 林野行政費  
(1) 經常経費

公有以外の林  
野の面積

段階補正

補正

3 水産行政費  
(1) 經常経費  
(2) 投資的経費

水産業者数  
水産業者数

段階補正、態容補正及び寒冷補正  
態容補正

3 水産行政費

水産業者数

段階補正

に改め、同項第六号中

1 企画振興費  
(1) 經常経費  
(2) 投資的経費  
2 徴税費

人口  
人口  
人口  
世帯数

段階補正及び密度補正  
態容補正  
段階補正

1 企画振興費  
2 徴税費

人口  
世帯数

段階補正及び密度補正  
段階態補正及び態容補正

に改め、同項第八号中「平成十四年度までの各年度」の下に「及び平成十六年度」を加え、同

項第九号中「昭和五十八年度から平成十五年度まで」を「昭和五十九年度から平成十六年度まで」に改め、同項第十号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に改め、同項第十二号、第十三号及び第十五号中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同表市町村の項第二号中

段階補正及び態容補正

6 その他の土木費  
(1) 經常経費

人口

| 年 度     | 金 額               |
|---------|-------------------|
| 平成十八年度  | 二千七百四十七億円         |
| 平成十九年度  | 五千三百三十九億円         |
| 平成二十年度  | 五千五百十七億千四百八十八万九千円 |
| 平成二十一年度 | 七千二百七億円           |
| 平成二十二年  | 六千八百九十九億円         |
| 平成二十三年  | 六千四百七十五億円         |
| 平成二十四年度 | 五千七百六十六億円         |
| 平成二十五年度 | 五千七十三億円           |
| 平成二十六年度 | 四千三百六十二億円         |
| 平成二十七年度 | 三千七百十三億円          |
| 平成二十八年度 | 三千十三億円            |
| 平成二十九年度 | 二千四百二十九億円         |
| 平成三十年度  | 千八百十二億円           |
| 平成三十一年度 | 千二百三十五億円          |
| 平成三十二年  | 六百三十二億円           |

附則第四条の二第九項中「平成十七年度を「平成十八年度」に、「四千三十六億七千五百六十二万二千円」を「三千三百六十四億七千五百六十二万二千円」に、「千八百八十九億百八十九万七千円」を「九百九十一億百八十九万七千円」に改める。

附則第四条の三第一項中「平成十七年度及び平成十八年度」を「平成十八年度」に、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成十八年度にあつては、第一項」を「前項」に、「臨時財政対策債で同年度において」を「地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で平成十八年度において」に、「臨時財政対策債に係る同年度における利子」を「臨時財政対策債に係る同年度における元利償還金」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第二項とする。

三 第七条に規定する地方団体の歳出の種類ごとの総額の見込額と各地方団体の当該歳出の種類ごとの決算額の総額とのかい離の是正を図ることに伴い必要となる額

附則第四条の四第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第六条第一項中「平成三年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十六年度まで」に改め、同項の表中「平成三年度、平成七年度及び平成八年度」を「平成七年度、平成八年度及び平成十六年度」に改め、同条第二項の表の上欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、同表の上欄に次のように加える。

(2) 民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額

附則第六条の二中「同条第二項の表第三十一号」を「同条第二項の表第三十号」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成十六年度から平成十八年度まで」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同条第一項中「平成十六年度から平成十八年度まで」を「平成十七年度及び平成十八年度」に、「平成十六年度にあつては」を「平成十七年度にあつては」に、「平成十七年度及び平成十八年度」を「平成十八年度」に改め、同項の表中「二七、七四六」を「一三、七二五」に、「二二、八〇一」を「二〇、〇〇一」に改める。  
別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

| 地方団体の種類 | 経費の種類     | 測定単位          | 単 位 費 用              |
|---------|-----------|---------------|----------------------|
| 道府県     | 一 警察費     | 警察職員数         | 一人につき 九、七六一、〇〇〇円     |
|         | 二 土木費     |               |                      |
|         | 1 道路橋りょう費 |               |                      |
|         | (1) 経常経費  | 道路の面積         | 千平方メートルにつき 一八〇、〇〇〇   |
|         | (2) 投資的経費 | 道路の延長         | 一キロメートルにつき 三、四〇二、〇〇〇 |
|         | 2 河川費     |               |                      |
|         | (1) 経常経費  | 河川の延長         | 一キロメートルにつき 一三九、〇〇〇   |
|         | (2) 投資的経費 | 河川の延長         | 一キロメートルにつき 五二五、〇〇〇   |
|         | 3 港湾費     |               |                      |
|         | (1) 経常経費  | 港湾における係留施設の延長 | 一メートルにつき 三七、二〇〇      |
| 三 教育費   | (2) 投資的経費 | 漁港における係留施設の延長 | 一メートルにつき 一三、六〇〇      |
|         |           | 港湾における外郭施設の延長 | 一メートルにつき 六、〇一〇       |
|         |           | 漁港における外郭施設の延長 | 一メートルにつき 六、〇三〇       |
|         | 4 その他の土木費 | 人口            | 一人につき 一、三六〇          |
|         | 1 小学校費    | 教職員数          | 一人につき 六、二五八、〇〇〇      |
|         | 2 中学校費    | 教職員数          | 一人につき 六、〇八〇、〇〇〇      |
|         | 3 高等学校費   | 教職員数          | 一人につき 七、七二七、〇〇〇      |
|         | (1) 経常経費  | 生徒数           | 一人につき 七九、三〇〇         |
|         | (2) 投資的経費 | 生徒数           | 一人につき 三八、六〇〇         |
|         | 4 特殊教育諸学  |               |                      |

—

[illegible]

111

| 十一 地域財政特例<br>対策債償還費                             | 十二 臨時財政特例<br>債償還費                                  | 十三 財源対策債<br>償還費                              | 十四 減税補てん債<br>償還費                                   |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 地域財政特例対策の昭和五十九年度から平成五年までの各年度において特別に発行を許された地方債の額 | 臨時財政特例策のため昭和六十三年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 | 平成十六年度から平成十六年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額 | 個人の市町村民税に係る特別減税等による平成八年度から平成十六年度までの各年度から平成十六年度までの各 |
| 千円につき<br>二四                                     | 千円につき<br>八七                                        | 千円につき<br>八五                                  | 千円につき<br>九九                                        |

| 十五 臨時税収補てん債償還費                         | 十六 臨時財政対策債償還費                              |
|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起すことができる地方債の額 | 臨時財政対策の度から平成十六年度までの各年度において特別に起すことができる地方債の額 |
| 千円につき<br>八九                            | 千円につき<br>七二                                |

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）  
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法昭和二十九年法律第百三号の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十六年度から」を「平成十七年度から」に、「平成十六年度にあつては五十兆二千二百三十三億三千二百九十八万七千円（以下「平成十六年度分の借入金限度額」という。）、平成十七年度にあつては平成十六年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額を「平成十七年度にあつては五十一兆七千三百四十五億二千八百九十八万七千円」に改め、同項の表を次のように改める。

| 年<br>度  | 控                                   |                                     | 除                                   |        | 額 |
|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------|---|
|         | 地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの | 地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの | 地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの | その他のもの |   |
| 平成十九年度  | 一兆二千五百六十九億円                         | 二千三百九十一億円                           | 二兆三千二百八十一億円                         |        |   |
| 平成二十年度  | 一兆三千四百五十五億円                         | 二千九百五十七億円                           | 二兆七千一百一億円                           |        |   |
| 平成二十一年度 | 一兆五千三百五十一億円                         | 三千七百四十九億円                           | 三兆六十一億六千万円                          |        |   |
| 平成二十二年度 | 一兆七千四百九十三億六千七百五十万円                  | 四千六百五十一億二千万円                        | 三兆六十二億二千万円                          |        |   |
| 平成二十三年度 | 六千五百五十七億円                           | 三千五百五十八億円                           | 二兆九千三百五十二億五千万円                      |        |   |
| 平成二十四年度 | 七千五百五十七億円                           | 三千五百七十三億円                           | 二兆九千六百六十六億円                         |        |   |
| 平成二十五年度 | 七千六百十五億円                            | 三千九百三十二億円                           | 三兆二百七十九億九千万円                        |        |   |
| 平成二十六年  | 八千三百七十六億円                           | 四千三百二十四億円                           | 三兆九千六百六十六億三千五百五十万円                  |        |   |
| 平成二十七年  | 九千二百十六億円                            | 四千七百五十三億円                           | 二兆三千三百三十五億七千九百万円                    |        |   |
| 平成二十八年  | 一兆百三十五億三千五百七十九千円                    | 五千二百二十九億二千九百万円                      | 一兆七千六百五億四千二百四十万八千円                  |        |   |

|          |                  |                |       |                    |
|----------|------------------|----------------|-------|--------------------|
| 平成二十九年年度 | 七千五百九十三億三千三百五十万円 | 四千四百二十一億八千八百万円 | 百十八億円 | 一兆三千九百七十七億二千五百五十万円 |
| 平成三十年年度  | 五千九百九十八億円        | 三千五百十七億四千四百万円  | 百三十億円 | 一兆一千二百三十六億四千四百万円   |
| 平成三十一年度  | 四千二百八十八億円        | 二千五百八十六億三千四百万円 |       | 九千八百七十六億三千四百万円     |
| 平成三十二年度  | 三千四百四十四億円        | 千四百七十四億六千五百万円  |       | 七千八百九十三億六千五百万円     |
| 平成三十三年度  | 千七百二十八億五千万円      | 二百三十億円         |       | 五千二十五億円            |
| 平成三十四年度  |                  |                |       | 二千三百二十三億円          |
| 平成三十五年度  |                  |                |       | 二千四百二十八億円          |
| 平成三十六年度  |                  |                |       | 三千七百三十七億円          |
| 平成三十七年度  |                  |                |       | 三千九百五億円            |
| 平成三十八年度  |                  |                |       | 四千八十億二千万円          |

附則第六条中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改める。  
 附則第六条の二第一項、第六条の三第一項及び第六条の四第一項中「平成十七年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第七条各号列記以外の部分中「平成十六年度」を「平成十七年度」に改め、「平成十七年度及び」を削り、「及び平成三十一年度」を、「平成三十一年度及び平成三十二年度」に改め、「平成三十二年度及び」を削り、同条第三号の表中「二千七百十億円」を「三千百五十八億円」に、「三千八十億円」を「三千五百七十三億円」に、「三千三百八十九億円」を「三千九百三十二億円」に、「三千七百二十七億円」を「四千三百二十四億円」に、「四千九百九十六億円」を「四千七百五十三億円」に、「四千五百七十七億二千九百万円」を「五千二百二十九億二千九百万円」に、「三千六百二十六億八千八百万円」を「四千四百二十一億八千八百万円」に、「二千六百四十三億四千四百万円」を「三千五百十七億四千四百万円」に、「千六百二十五億三千四百万円」を「二千五百八十六億三千四百万円」に、「四百十七億円」を「千四百七十四億六千五百万円」に改め、同条第五号の表を次のように改める。

| 年 度      | 金 額                |
|----------|--------------------|
| 平成十八年度   | 二千七百四十七億円          |
| 平成十九年度   | 五千百三十九億円           |
| 平成二十年年度  | 七千二十七億円            |
| 平成二十一年度  | 五千五百十七億四千四百八十八万九千円 |
| 平成二十二年年度 | 六千八百九十九億円          |
| 平成二十三年年度 | 六千四百七十五億円          |
| 平成二十四年度  | 五千七百六十六億円          |
| 平成二十五年度  | 五千七十三億円            |
| 平成二十六年度  | 四千三百六十二億円          |
| 平成二十七年年度 | 三千七百十三億円           |
| 平成二十八年年度 | 三千十三億円             |
| 平成二十九年年度 | 二千四百二十九億円          |
| 平成三十年年度  | 千八百十二億円            |
| 平成三十一年度  | 千二百三十五億円           |
| 平成三十二年度  | 六百三十二億円            |

（地方財政法の一部改正）

第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成十七年度」を「平成二十二年」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「負担法等改正法」という。）を「平成十六年負担法等改正法」という。）及び国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第号。以下「平成十七年負担法等改正法」という。）に改める。

第三条第一項中「負担法等改正法」を「平成十六年負担法等改正法」に、「減収額」を「減収額（平成十七年度にあつては、当該減収額に平成十七年負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金に係る減収額を加えた額）」に改め、同条第二項中「負担法等改正法」を「平成十六年負担法等改正法」に改め、「当該減収額を埋めるための」を削り、「行うまでの間の措置として交付する交付金」の下に「並びに平成十七年負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金に係る地方公共団体の減収額を埋めるために平成十七年度において交付する交付金」を加える。

第七条の二中「定める額」の下に「（平成十七年度にあつては、当該額に四千二百五十億円を加えた額）」を加え、同条第一号中「負担法等改正法」を「平成十六年負担法等改正法」に改める。

第七条の三第一項中「あん分した額」の下に「（平成十七年度にあつては、当該総額から四千二百五十億円を控除した額を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額に、四千二百五十億円を総務省令で定めるところにより各都道府県の教職員平均給与額（義務教育費国庫負担法第二条及び公立養護学校整備特別措置法第五条の規定の例による国庫負担額の最高限度の算定の内容を勘案して総務省令で定めるものをいう。）に当該都道府県の教職員数（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該都道府県の区域内の公立の義務教育諸学校（同法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。）の教職員に係る当該都道府県の定数として総務省令で定めるものをいう。）を乗じて得た額であん分した額）」を加える。

額を加えた額」を加え、同条第三項中「負担法等改正法」を「平成十六年負担法等改正法」に改める。

第十四条第一項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三項第四項の規定により当該道府県に対して交付すべき地方特例交付金の額の百分の七十五の額」を「当該道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三項第二項に規定する減税補てん特例交付金の額の百分の七十五の額及び同項に規定する税源移譲予定特例交付金の額」に改め、同条第二項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三項第四項の規定により都に対して交付すべき地方特例交付金の額から同法第五条から第七条までの規定により都に対して交付すべき減税補てん特例交付金の額を、都の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三項第二項に規定する減税補てん特例交付金の額から当該額に改め、」控除した額の百分の七十五の額」の下に「及び同条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金の額」を加え、同条第三項中「十一の二 地方特例交付金（平成十一年法律第十七号）第三条第四項の二 地方特例交付金」を

| 地方財政の特別措置に関する法律<br>項の規定により算定した額 |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 11の二 地方特例交付金                    | （平成十一年法律第十七号）第三条第四項の二 地方特例交付金    |
| 交付金                             |                                  |
| 11の二 地方特例交付金                    |                                  |
| 1 減税補てん特例交付金                    | 当該年度について地方特例交付金等第五条から第七条までの規定により |
| 2 税源移譲予定特例交付金                   | 当該年度について地方特例交付金等第七条の三の規定により算定した額 |

の地方財政の特別措置に関する法律に改める。  
の地方財政の特別措置に関する法律

（地方公務員等共済組合法の一部改正）  
第五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条の四第一項中「平成十六年度における第百十三号第二項第五号」を「平成十七年度における第百十三号第二項第五号」に、「平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第二十二号）第五条第一項」を「平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第一号）第五条第一項」に改める。

定に限る。）の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税から適用する。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）  
第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十七年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第四条 第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定を除く。）の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定（同法第十四条の規定を除く。）は、平成十七年度分の地方特例交付金から適用する。

（平成十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）  
第五条 平成十七年度分の地方交付税における各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税減収調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては、当該額に平成十七年度減税減収調整額を加算した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イから二までに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号イから二までに掲げる額の合算額を加算した額）からホからチまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による法人の事業税の平成十七年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二二十六号）第三十三条の規定により「ゴルフ場」の市町村に交付するもの）とされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ホ 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十七年度の増収見込額（所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に交付するもの）とされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額

チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するもの）とされる自

定により市町村に交付するもの）とされる自





額(以下この項において「平成十七年度減税自動車取得税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「事業所税の収入見込額(とあるのは「事業所税の収入見込額(特別区の所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した特別区の所得割の収入見込額に平成十七年度減税所得割調整額の百分の七十五の額を加算した額とし。と、」たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十七年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十七年度における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十七年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十九年度

から平成三十三年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、公営企業金融公庫納付金制度を延長し、平成十七年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに伴い税源移譲予定特例交付金の拡充を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成十七年三月四日印刷

平成十七年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B